

感染症対策環境整備支援事業・業種追加分（製造業、建設業など） 感染予防対策費用の一部を補助します

申込 問 産業課 商工観光係 ☎ 62-9342

町では、感染症対策環境整備支援事業によって飲食業・小売業等の事業者の感染症対策費用の一部を支援してきましたが、新たにこれまで補助対象とならなかった製造業等の業種についても、感染対策費用の一部を支援することとしました。対象となる方は、申請事項をご確認のうえぜひご利用ください。

●対象事業者 以下のすべてに該当する事業者（個人・法人等）

1. 町内に所有または貸借する事務所・工場等において、管理者として適切な感染予防対策を講じている事業者
2. 飲食店、宿泊業、小売業、生活関連サービス業**以外**の業種を営む事業者
（例：製造業、建設業、運輸業、金融業、不動産業、医療福祉業、学習支援業など）
3. 町が賦課する町税および料金の滞納がない事業者
※ただし、すでに町の感染症対策環境整備支援事業の支援を受けた事業者は除きます



●支援金額

1つの事務所・工場等につき、従業員数に応じて感染症対策費を交付します。

- ・小規模企業（従業員20人以下） 5万円
- ・中小企業（従業員21人～300人以下） 10万円
- ・その他大企業（従業員301人以上） 15万円

●申請様式 以下の窓口から入手してください

- ・産業課 商工観光係（役場2階②番窓口）
- ・富士見町商工会
- ・町ホームページ

●申請期限

令和4年2月28日（月）まで
申請先：産業課 商工観光係



▲詳細はこちら

年金
だより

国民年金保険料の納付は、口座振替がお得です

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111 / 岡谷年金事務所 ☎23-3661

国民年金保険料の納付には、口座振替やクレジットカードが利用できます。現金（納付書）納付に比べて手間がかからず、納め忘れもなくとても便利です。

○口座振替・クレジットカード納付の申込方法

- 【持ち物】納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印、クレジットカード
- 【手続き先】ご希望の金融機関、年金事務所、住民福祉課 国保年金係（役場1階②番窓口）
- 【注意事項】令和4年4月分からの前納（6ヵ月・1年・2年）の申し込みは令和4年2月末までです。ご希望の方はお早めにお申し込みください。

口座振替には、月々50円割引される「早割制度」や現金納付よりも割引額が大きい「前納制度」もあって、とってもお得!



●現金納付についても、割引額の大きな2年前納が利用できます

○現金（納付書）による前納

任意の月から翌年度末までの前納が可能です。ご希望の方はお問合せください。
（最大で、4月分から翌々年3月分までの2年分の前納が可能になります）



防災行政無線をお手元のスマートフォンで

問 総務課 防災・危機管理係 ☎62-9326



(Android)



(ios)